

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 6 月 1 日
担 当 課	固定資産税課

契約業者名・住所	株式会社アイネス営業本部・東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 38 番 11 号
工事等の名称	固定資産税帳票作成等業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	固定資産税システムから作成したデータ等を使用し帳票出力等を行う業務
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	3 7, 3 5 9, 8 7 0 円
工事等の概要	固定資産税システムから作成したデータ等を使用し帳票出力等を行う業務
随意契約の理由	<p>本業務は、平成 26 年 11 月に運用を開始した「松戸市住民系基幹情報システム再構築」により現在稼働中の税オンラインシステムから作成したデータ等を使用して帳票出力を行う業務である為、本体である税オンラインシステム業務とは密接不可分な関係にあるものです。</p> <p>さらに、株式会社アイネスは「松戸市情報システム最適化業務」により平成 19 年 11 月の税オンラインシステム導入当時から、税務担当課共通のシステム構築、納付書、パンチデータ取り込み確認等に現在も携わっている業者であり、また税務各課間における税オンラインシステム処理による情報の共有化の継続性を担保できる唯一の業者となります。</p> <p>従って、本業務の性質及び目的が、競争入札に適しないと判断し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、株式会社アイネスを相手方として随意契約することが妥当かつ適法であると思料するものです。このことにより、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者からのみ見積書を徴するものです。</p>